

社外役員の独立性基準について

株式会社マネーフォワード

1. 当社は、社外取締役若しくは社外取締役候補者又は社外監査役若しくは社外監査役候補者（以下「社外役員等」という。）が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目に定める要件を満たすと判断される場合に、当社に対し十分な独立性を有していると判断

- (1) 本人が、当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」という。）の業務執行者（※1）ではなく、同時に就任前10年以内に業務執行者であったことがないこと。
- (2) 本人が、現在又は過去3年間において、以下に掲げる者に該当しないこと。
 - (ア)当社グループを主要な取引先とする者（※2）又はその業務執行者
 - (イ)当社グループの主要な取引先（※3）又はその業務執行者
 - (ウ)当社の総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している大株主又はその業務執行者
 - (エ)当社グループから、役員報酬以外に多額（※4）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家及び弁護士等の法律専門家。なお、これらの者が法人・組合等の団体である場合は当該団体に所属する者を含む。
 - (オ)当社グループから、多額（※4）の寄付又は助成を受けている団体の業務を執行する者
 - (カ)当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
- (3) 本人が、上記(1)(2)の各項目に該当する者の配偶者又は二親等以内の親族でないこと。
- (4) 社外役員の相互就任関係（※5）に該当しないこと。

2. 社外役員等は、本基準に定める独立性を退任するまで維持するように努め、本基準に定める独立性を有しないことになった場合には、速やかに当社に通知するものとする。

注記

- ※1. 業務執行者とは、法人その他の団体の業務執行を行う取締役、執行役その他の使用人をいう。
- ※2. 当社グループを主要な取引先とする者とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 - (ア)当社グループに対して商品又はサービスを提供している取引先であって、直前事業年度における当社グループへの当該取引先の取引額が1,000万円以上、かつ、当該取引先の連結売上高又は総収入金額の2%を超える者。
 - (イ)当社グループが負債を負っている取引先であって、直前事業年度末における当社グループの当該取引先への負債総額が1,000万円以上で、かつ、当該取引先の当該事業年度末における連結総資産の2%を超える者。
- ※3. 当社グループの主要な取引先とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 - (ア)当社グループが商品又はサービスを提供している取引先であって、直前事業年度における当社グループの当該取引先への取引額が1,000万円以上で、かつ、当社の連結売上高の2%を超える者。

(イ)当社グループに対して負債を負っている取引先であって、直前事業年度末における当社グループへの当該取引先の負債総額が1,000万円以上で、かつ、当社の当該事業年度末における連結総資産の2%を超える者。

(ウ)当社が借り入れをしている金融機関グループ(直接の借入先が属する連結グループに属する者をいう)であって、直前事業年度末において当社の資金調達につき代替性のない程度に依存している金融機関その他の大口債権者をいう。

※4. 多額とは、当社の過去3事業年度の平均で年間1,000万円を超える金額をいう。

※5. 「社外役員の相互就任関係」とは、直前事業年度末において、当社の業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。

以上